

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：兵庫県警察本部

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.9% (警察職のみの場合：80.6%、行政職のみの場合：84.2%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.6%
全職員	77.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職 (参事官級)	—
本庁課長相当職 (警視級)	93.6% (警察職のみの場合：96.9%、行政職のみの場合：97.4%)
本庁課長補佐相当職 (警部級)	92.2% ( " : 95.4%、 " : 96.0%)
本庁係長相当職 (警部補級)	91.7% ( " : 93.1%、 " : 98.2%)

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.2% (警察職のみの場合：88.5%、行政職のみの場合：95.1%)
31～35年	89.2% ( " : 89.8%、 " : 96.4%)
26～30年	86.5% ( " : 86.6%、 " : 93.0%)
21～25年	85.7% ( " : 85.6%、 " : 91.7%)
16～20年	83.3% ( " : 83.9%、 " : 82.3%)
11～15年	82.6% ( " : 84.0%、 " : 86.7%)
6～10年	88.3% ( " : 90.2%、 " : 89.9%)
1～5年	94.0% ( " : 96.1%、 " : 84.4%)

#### 【説明欄】

・ 「本庁部局長・次長相当職」は、「警視 (参事官級)」、「本庁課長相当職」は、「警視 (参事官級を除く)、課長 (一般職員) 級」、「本庁課長補佐相当職」は、「警部、課長補佐 (一般職員) 級」、「本庁係長相当職」は、「警部補、係長・主査 (一般職員) 級」として計算した。

・ 「本庁部局長・次長相当職」は、対象となる女性職員が1名であるため非公表としている。

#### 【男性の給与に対する女性の給与の割合が低い要因】

- ・ 給与に含まれる扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当 (配偶者：月6,500円、子：月10,000円等) の受給者に占める男性の割合は約98%、住居手当 (最大月28,000円) の受給者に占める男性の割合は約85%である。
- ・ 男性職員が上位の階級 (役職) についている割合が高く、全職員や勤続年数別を見た場合、男女の給与の差異を広げる一因となっている。
- ・ 職員区分が「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、男性の方が報酬額の高い職種 (交番相談員等) についている割合が高い。
- ・ 勤続年数が11～20年までは、育児休業や育児部分休業を取得する女性職員が比較的多い。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。